

年金受給権者の皆様へ

令和7年度の年金額について

令和7年4月1日付で、最低限度額及び最高限度額並びにスライド率が改定されました。その結果、年金額が改定されることとなった方には、年金額改定通知書が送付されます。

1 最低限度額・最高限度額

平均給与額については、表1のとおり、年齢階層別に最低限度額と最高限度額が設けられています。これは、平均給与額を被災職員の現在の年齢に応じた稼得能力に見合った額にするためのものです。具体的には、スライド後の平均給与額が、被災職員の属する年齢階層の最低限度額に満たないときは最低限度額を、最高限度額を超えるときは最高限度額を平均給与額とすることになり、最低限度額と最高限度額の間であればそのままの額が平均給与額になります。

どの年齢階層に属するかについては、年金が支給される月の属する年度（4月1日から翌年の3月31日まで）の4月1日における年齢によって判断します。なお、遺族補償年金の場合には、被災職員の死亡がなかったものと仮定した場合の年齢によります。

表1 最低限度額及び最高限度額

（令和7年4月1日から適用）

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,499円	13,975円
20歳以上25歳未満	6,143円	13,975円
25歳以上30歳未満	6,703円	15,237円
30歳以上35歳未満	7,023円	18,016円
35歳以上40歳未満	7,326円	20,864円
40歳以上45歳未満	7,576円	22,564円
45歳以上50歳未満	7,766円	23,666円
50歳以上55歳未満	7,711円	25,354円
55歳以上60歳未満	7,348円	26,187円
60歳以上65歳未満	6,192円	22,694円
65歳以上70歳未満	4,200円	17,484円
70歳以上	4,200円	13,975円

2 スライド率

平均給与額は、原則として被災前3か月間に支払われた給与を基に算定されますが、一般的に年金は長期にわたって支給されるため、その間に被災時と比べて給与水準が変わってくることが想定されます。この場合、年金の額の算定基礎となっている平均給与額を最近の給与水準に見合った額にする必要があります。具体的には、あなたの当初算定された平均給与額（補償決定通知書に記載されています。）に、表2の区分に応じた率（スライド率）を乗じることにより、平均給与額を再算出することになります。これがいわゆるスライド後の平均給与額です。

3 平均給与額の改定方法

前述の最低限度額及び最高限度額並びにスライド率を適用して平均給与額を改定する手続きを分かりやすく示すと次のとおりとなります。

- （1）補償決定通知書に記載された平均給与額×スライド率がスライド後の平均給与額（1円未満の端数があるときは1円に切り上げた額）となります。
- （2）
 - ① 最低限度額≤スライド後の平均給与額≤最高限度額
ならば、スライド後の平均給与額が、
 - ② スライド後の平均給与額<最低限度額
ならば、最低限度額が、
 - ③ スライド後の平均給与額>最高限度額
ならば、最高限度額が、
それぞれ改定後の平均給与額となります。

4 年金額の端数処理

年金額に100円未満の端数があるときは、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は切り上げます。

5 特別給付金の額

特別給付金の額は、年金の額を基に計算されていますので、年金の額が改定された方は同時に改定されています。

表2 スライド率

(令和7年4月1日から適用)

期間の区分	率	期間の区分	率
昭和60年6月30日以前	1.53	平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで	1.05
昭和60年7月1日から 昭和61年3月31日まで	1.45	平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	1.05
昭和61年4月1日から 昭和62年3月31日まで	1.41	平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	1.05
昭和62年4月1日から 昭和63年3月31日まで	1.39	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	1.05
昭和63年4月1日から 平成元年3月31日まで	1.35	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	1.05
平成元年4月1日から 平成2年3月31日まで	1.31	平成21年4月1日から 平成22年3月31日まで	1.05
平成2年4月1日から 平成3年3月31日まで	1.26	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	1.05
平成3年4月1日から 平成4年3月31日まで	1.21	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	1.05
平成4年4月1日から 平成5年3月31日まで	1.17	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	1.05
平成5年4月1日から 平成6年3月31日まで	1.14	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	1.05
平成6年4月1日から 平成7年3月31日まで	1.12	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	1.05
平成7年4月1日から 平成8年3月31日まで	1.10	平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	1.05
平成8年4月1日から 平成9年3月31日まで	1.08	平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで	1.04
平成9年4月1日から 平成10年3月31日まで	1.06	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	1.04
平成10年4月1日から 平成11年3月31日まで	1.04	平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	1.04
平成11年4月1日から 平成12年3月31日まで	1.02	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで	1.04
平成12年4月1日から 平成13年3月31日まで	1.01	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	1.04
平成13年4月1日から 平成14年3月31日まで	1.01	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	1.04
平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで	1.03	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	1.04
平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで	1.04	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	1.03

6 基金支部への届け出

年金証書に記載されている事項並びに氏名、住所又は個人番号を変更した場合、障害の程度、遺族の数に変更があった場合及びこの年金を受ける権利を失った場合等は、速やかにその事実を証明する書類*を添えて、その旨を基金支部へ届け出してください。

*住民票の写しを証明書類にしようとする場合は、基金が住民基本台帳ネットワークシステムを利用することにより添付が不要になります。

詳しくは基金支部へお問い合わせください。

このしおりの内容は、令和7年4月現在のものです。

内容などについて御不明の点、御照会などございましたら、基金支部へお問い合わせください。

地方公務員災害補償基金

<https://www.chikousai.go.jp/>